

消 防 予 第 8 号
平成 26 年 1 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 に
定める特例認定に係る運用についての一部改正について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「消防法」という。）第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用については、「消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用について」（平成 24 年 1 月 27 日付け消防予第 14 号。以下「14 号通知」という。）により通知しているところです。

今般、消防法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 38 号）が、平成 24 年 6 月 27 日に公布されたことから、14 号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 14 号通知の一部を次のように改正する。

別記 防災管理点検の特定認定に係る検査項目等中

共同防災管理協議事項の決定及び届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第 51 条の 11 において準用する規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項が定められ、届出がされていること。
----------------------	--

を

統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第 51 条の 11 の 3 において準用する規則第 4 条の 2 第 1 項の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第 51 条の 11 の 2 において準用する規則第 4 条第 1 項の届出がされていること。

に改める。

2 その他

平成 26 年 4 月 1 日から上記の改正部分を運用する。

消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用についての一部改正に係る新旧対照表

新			旧		
別記 防災管理点検の特定認定に係る検査項目等			別記 防災管理点検の特定認定に係る検査項目等		
検査項目	判定基準	根拠条文	検査項目	判定基準	根拠条文
統括防災管理者選任 (解任) 届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにおいて、規則第 51 条の 11 の 3 において準用する規則第 4 条の 2 第 1 項の届出がされていること。	(略)	共同防災管理協議事項の決定及び届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにおいて、規則第 51 条の 11 において準用する規則第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項が定められ、届出がされていること。	(略)
全体についての消防計画作成 (変更) 届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにおいて、規則第 51 条の 11 の 2 において準用する規則第 4 条第 1 項の届出がされていること。				